

山梨県相談支援体制整備事業特記仕様書 【峡東圏域】

山梨県相談支援体制整備事業を実施するにあたり、委託業務の内容を本仕様書に定めるものとする。

第1 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。業務の実施にあたっては、必要のつど山梨県（以下「県」という。）と山梨県障害者自立支援協議会（以下「県自立支援協議会」という。）と協議する中で実施するものとする。

1 市町村に対する支援

圏域マネージャーは、要綱第2の基本方針に即し、それぞれの地域の特性を踏まえた上で、市町村に対する支援方策を策定するとともに、それに基づき次の業務を行う。

- (1) 困難事例に係る助言
…個別ケース会議、定期訪問 等
- (2) 基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言
…基幹相談支援センターの運営会議等に参加し、適切な運営確保のため助言を行う。
また、未設置の市町村について、基幹相談支援センターの設置を検討及び支援する。
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実に係る助言
…地域生活支援拠点の運用支援、検証
- (4) 地域自立支援協議会の運営に係る助言、指導
…地域自立支援協議会に参加し、地域課題を整理するとともに、県自立支援協議会の情報提供を行う。
- (5) その他、必要な支援

2 圏域内の体制づくり

- (1) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決
…圏域単位の基幹相談支援センター連絡会議、医療的ケア児支援検討会議、就労支援ネットワーク会議、市町村担当者会議、等
- (2) その他、必要な支援

3 県との連携、協力等

- (1) 県自立支援協議会の運営支援（事務局への参画、部会運営等）
- (2) 地域自立支援協議会の協議事項の報告
- (3) その他、必要な支援

4 その他

- (1) その他必要と認められる業務

第2 委託期間

委託の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第3 事業完了報告書

受託者は必要に応じて、事業の実施状況を県へ報告するとともに翌年度の4月10日までに事業実績報告書を提出し、委託料の精算を行うこと。

第4 その他

この仕様書に定める事項及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、随時担当者と協議の上、事業を実施すること。

圏域マネージャーに変更があった場合には、速やかに報告すること。